

波崎総合支所・防災センターしおかぜ広場ネーミングライツパートナー募集要領

1 趣旨

この要領は、本市が選定した施設におけるネーミングライツパートナーの募集を行うにあたり、神栖市ネーミングライツ事業実施要項（以下「要項」という。）第9条の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

2 対象施設（詳細については、別表1参照）

名称 波崎総合支所・防災センターしおかぜ広場
所在地 神栖市波崎6530番地
設備等 芝生広場 約2,500㎡
駐車場 約1,700㎡
太陽光発電による照明2基（駐車場）、屋外トイレ、東屋、井戸（芝生広場内）
ウォーキングコース（200m）

3 権利の内容

対象施設の名称に愛称を付与し、施設の名称として使用します。市民に親しまれ、かつ施設のイメージアップに繋がる名称（愛称）を付与するため、命名権料等を含め、神栖市ネーミングライツ事業優先候補者選定審査会において審査を行います。

利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称の変更はできません。また、必要に応じて愛称と名称を併記したり、名称を単独で使用する等の対応をすることがあります。

4 希望契約期間

原則として3年以上とし、契約期間の開始日から起算して5年以内の年度末日を満了日とします。

5 命名権料

(1) 最低希望価格

100,000円（税抜き／年額）

最低希望価格を参考として提案してください。なお、最低希望価格を下回る提案であっても、応募を妨げるものではありません。

(2) 命名権料の支払い

決定した命名権料は、市が発行する納入通知書により原則として年度ごとに一括でお支払いいただきます。なお、契約期間が年度の途中からとなる場合は、月割により按分計算した金額をお支払いいただきます。

6 募集方法

(1) 応募資格

法人又は法人以外の団体とし、要項第4条の規定に該当する場合は応募できません。

(2) 応募方法

次の応募先まで必要書類を郵送（書留郵便等、配送状況の追跡が出来る方法により、募集期間最終日の午後5時必着）又は持参により申込みください。

<応募先>

〒314-0408 神栖市波崎6530番地
神栖市役所 波崎総合支所 市民生活課

<必要書類>正副各1部

- ① 神栖市ネーミングライツ事業応募申請書（様式第1号）
- ② 神栖市ネーミングライツ提案資格に関する誓約書（様式第2号）
- ③ 事業者の概要を記載した書類（会社案内・パンフレット等）
- ④ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ⑤ 事業者の登記事項証明書（発行3か月以内のもの）
- ⑥ 最新の事業計画書等
（記載内容例）
 - a 事業に関する概要・実績・収支状況・計画等
 - b 社会貢献（地域貢献等の理念・活動実績・今後の計画等）
- ⑦ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- ⑧ 納税義務のある国、県、市税について未納がないことの証明書（最新1年分）

(3) 留意事項

- ① 応募に係る必要な経費は、全額応募者の負担とします。
- ② 必要に応じ、追加資料の提出が必要な場合があります。
- ③ 提出書類等は返却いたしません。
- ④ 提出書類等は、関係機関に意見を聞く目的で使用することがあります。

7 募集期間

令和8年5月25日（月）から令和8年7月31日（金）まで

ただし、持参の場合は、神栖市の休日を定める条例（平成元年条例第30号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時までを受付時間とします。

8 質疑について

質問受付期間 令和8年7月 1日（水）から令和8年7月10日（金）まで

回答 令和8年7月21日（火）

本募集要領に関する質問は所定の様式により、電子メールにて受け付けるものとし、電話または口頭による質問は受け付けません。なお、回答は市ホームページにて掲載します。

<質問受付アドレス shisei@city.kamisu.ibaraki.jp>

9 選定の方法（契約までの流れ）

締切後、神栖市ネーミングライツ事業優先候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会において、応募企業等から提案された名称、契約金額、契約期間、企業等の社会貢献実績のほか、物品や役務の提供といった付帯提案を総合的に判断し、優先候補者を選定します。

応募者が1者のみの場合も、審査会においてパートナーとして相応しいかどうか審査します。ただし、審査の結果、応募資格を満たさない等の理由で、優先候補者を選定しない場合があります。

優先候補者決定後、協議を行い、令和8年9月中旬頃からの契約開始を予定しています。

※ 優先候補者…審査会において、パートナーとして適格かつ、他の応募者より市にとって有益な契約条件を提案したとして選定された者。

10 名称変更に伴う費用の負担

(1) ネーミングライツパートナーの費用負担

名称変更に伴う敷地内外の看板表示の新設や変更・維持管理費用、契約期間終了後の原状回復費用はネーミングライツパートナーの費用負担（命名権料とは別途負担）となります。また、施工については、施設所管課や関係部署との協議となります。

(2) 市の費用負担

原則として、市が新たに発行する広報やパンフレット、市が管理するホームページ等の名称変更費用は市の費用負担となります。

なお、パンフレット等の発行時期等により、直ちにすべての媒体に反映できない場合があります。

11 失格事項

提出書類に虚偽の記載があった場合や応募に際して不正行為があった場合は、選定の対象から除外又は失格するものとします。

別表 1

施設名	波崎総合支所・防災センターしおかぜ広場
所在地	神栖市波崎6530番地
施設概要	芝生広場 約2,500㎡ 駐車場 約1,700㎡ 太陽光発電による照明2基(駐車場) 屋外トイレ 井戸(芝生広場内) 東屋 ウォーキングコース(200m)
施設周辺のイベント 開催状況等	特になし ※しおかぜ広場は、災害時に避難者の駐車場やボランティア活動等を行う防災広場としての利用を目的に整備されており、平常時は東屋での休憩やウォーキング、子どもたちの遊び場、グラウンドゴルフの練習等、地域の皆さんに自由に使っていただける広場です。
愛称の掲示場所	施設敷地内(フェンス等) ※ネーミングライツパートナーにより看板等の新設を希望する場合は、別途協議となります。
命名の条件	・特になし
付帯提案	・施設で活用可能な物品等の提供や施設の清掃、除草、保守点検の実施等を対価とする提案、施設の魅力向上や地域活性化に関する提案等の付帯提案について、受け付けます。

【施設外観】

